

太陽光発電事業に関する事業者指導の在り方検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県における太陽光発電施設の適正な導入や適切な維持管理等に関する事業者指導の在り方の参考とするため、有識者等から幅広く意見を聴取することを目的として開催する太陽光発電事業に関する事業者指導の在り方検討会議(以下「検討会議」という。)の運営について、必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第2条 有識者会議は次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 太陽光発電施設の導入時における事業者指導の在り方に関する事項
- (2) 太陽光発電施設の維持管理についての事業者指導の在り方に関する事項
- (3) その他太陽光発電施設に関する事項

(構成員)

第3条 有識者会議は、意見を求める事項に関して知識または経験を有する者のうちから、森林環境部長が依頼する委員をもって構成する。

(アドバイザー)

第4条 有識者会議にアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第5条 有識者会議は、山梨県森林環境部長が招集する。

- 2 有識者会議に座長を置き、座長は森林環境部次長をもって当てる。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は山梨県森林環境部環境・エネルギー課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、山梨県森林環境部長が定める。

附 則 この要綱は、令和2年7月31日から施行する。